

# 2023 白石市新型コロナウイルス経済対策及び

## エネルギー価格・物価高騰対策事業

### 『生活応援商品券“ワン”だふるクーポン』取扱事業者募集要項

白石市商工観光課

#### 1 趣旨

コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰により本市の経済と市民生活は大きな影響を受けており、この低迷する経済状況を回復させることが急務となっています。今回、3,000円分の商品券を全市民に配布することにより、消費喚起を促し、事業者の経営状況改善と市民生活を支援することを目的とします。

#### 2 商品券の概要

##### (1) 『生活応援商品券“ワン”だふるクーポン』

- ① 事業主体 白石市
- ② 利用期間 令和5年9月1日(金) から 令和6年1月31日(水) まで
- ③ 発行額 総額96,000,000円(予定)
- ④ 配布額 1セット3,000円分(500円券×6枚)で配布  
「共通券500円」6枚(登録したすべての取扱事業者で利用可)
- ⑤ 発行数量 32,000セット(予定)  
7月1日現在、本市の住民基本台帳に記録されている者に対し商品券を配布

#### 3 商品券の利用制限

次に示す内容に、商品券は利用できません。

- (1)商品券を単に現金化すること及びこれに類する行為
- (2)不動産及び金融商品等の購入
- (3)換金性の高いものの購入  
(ビール券、図書券、切手、たばこ、印紙、プリペイドカード、電子マネーへのチャージ等)
- (4)事業者間の決済等
- (5)税金、上下水道料金、指定ゴミ袋等の税金または公共料金等の納付または支払い
- (6)商品券を担保に供し、または質入れすること
- (7)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務の支払い
- (8)商品券の再販または再利用(商品券利用者から受け取った商品券は、再利用できません)
- (9)その他、当市が適当でないと認めたもの

#### 4 取扱事業者の登録資格

- (1) 白石市内に店舗または事業所等を有する事業者で、下記に該当しない者とします。
  - ①「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条各項に規定する営業を行っている事業者
  - ②特定の宗教・政治団体と関わる事業者
  - ③公序良俗に反する業務内容を含む営業を行っている事業者
  - ④役員等が暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

#### 5 申請手続き

##### (1) 受付期間： 令和5年5月29日(月)～6月28日(水)

上記期間内受付分については、商品券取扱店一覧(チラシ)や市ホームページに店名を掲載。なお、上記期間を過ぎてからの申請についても可能ですが、チラシに店舗名を掲載できませんので、ご了承ください。

なお、受付期間外の申請はチラシには掲載されませんが、市HP等で店舗一覧を随時更新する予定です。

##### (2) 申請方法

『生活応援商品券“ワン”だふるクーポン』取扱事業者登録申請書兼誓約書に必要事項を記入し、換金振込先の銀行口座通帳の表紙を1枚めくった見開きページのコピーを添付し、郵送または商工観光課窓口へ提出してください。または、白石市HP掲載のURL・二次元コードから電子申請により申請を行い、換金振込先の銀行口座通帳の表紙を1枚めくった見開きページの画像を添付してください。なお、複数の店舗を申し込む場合は店舗ごとに申請してください。

##### (3) 取扱事業所のうち、「大・中規模小売店」とは店舗面積300㎡以上の小売業を営む店舗とし、「小規模事業所等」とは店舗面積300㎡未満の小規模小売店と市が経営状態等から小規模小売店と同様であると判断した事業所とします。

##### (4) 申請後は、申請内容を確認のうえ、取扱事業者として登録します。また、8月下旬にポスターと「使用報告書及び換金請求書」を郵送しますので、ポスターは商品券利用者が見やすい場所に掲示してください。

#### 6 商品券の取り扱い注意事項

- (1) 取引において商品券の受け取りを拒むことはできません。
- (2) 使用額が商品券額面に満たない場合でも、つり銭は出さないでください。
- (3) 商品券の不正使用(偽造等)が疑われる場合は、受け取りを拒否するとともに、速やかに商工観光課へ連絡してください。
- (4) 受け取った商品券には、**裏面の所定欄に取扱事業者名を必ず記入または押印してください。**
- (5) 使用期限が過ぎた商品券、毀損した商品券、すでに裏面に事業者名の記入または押印がある商品券は受け取らないでください。
- (6) 商品券を現金化することや、譲渡及び売買、再利用等を行わないでください。
- (7) 利用者から受け取った商品券の紛失・盗難等に対する損失は、取扱事業者の責務とします。

## 7 商品券の換金

- (1)換金受付期間は、令和5年9月1日(金)～令和6年2月9日(金)9:00から16:00(土日・祝日・年末年始休業の場合は翌開庁日)とし、換金窓口は市役所2階 商工観光課とします。
- (2)取扱事業所から提出された商品券を確認し、取扱事業者の指定した銀行口座へ、商品券換金受付後おおよそ10日前後で入金します。
- (3)最終期限を過ぎてからの換金には応じませんので、ご注意ください。
- (4)取扱事業者は、後日送付する「使用報告書及び換金請求書」を使用済みの商品券とともに、ご提出ください。  
なお、裏面に取扱事業者名の記入または押印のない商品券は換金に応じません。

## 8 手数料

登録手数料、換金手数料ともに無料とし、口座振込手数料は白石市が負担します。

## 9 取扱事業者の登録取り消し等

本要項に反する行為を行った場合は、取扱事業者の登録を取り消し、その旨を公表します。また、違反行為により白石市が損害を受けた際は、当該損害の賠償を請求する場合があります。

【お問い合わせ先】<受付>平日 9:00～17:00 白石市 市民経済部 商工観光課 住所:白石市大手町1-1 電話:0224-22-1321 Fax:0224-22-1451
---